

昭和二十二年第六回町會々議録

一、昭和二十二年十月十日福生町會々福生町役場に招集す

一、應招議員左の如し

- | | |
|------|-------|
| 第二番 | 児島信一 |
| 第五番 | 横田壽照 |
| 第七番 | 田村信 |
| 第八番 | 高橋角藏 |
| 第九番 | 村尾昌三 |
| 第十番 | 杉森真 |
| 第十一番 | 加藤市藏 |
| 第十二番 | 高水藤太郎 |
| 第十三番 | 設樂美知 |
| 第十四番 | 川窪金吉 |

第十五番 田村福一

第十八番 森田幸藏

第二十番 羽村榮吉

第二十三番 村野喜平

第二十五番 井上岩太郎

第二十六番 貫井伊作

第二十七番 磯村武夫

第二十八番 田村利一

一 会議の事件左の如し

一 福生町立學校使用條例設置の件

二 福生町役及いその賦課徴収條例の一部改正の件

一 議長(加藤市藏) 十二月十日午前九時三十五分開会を宣す

一 地方自治法第百三十一條の規定により議長の請求により出席したる者左の如し

町長 岸 徳次郎

主事 内田 勇

書記 大野 忠一

書記補 佐藤 三郎

一本会。書記左の如し

囑託 村田 勇

大野 忠一

一 議長(加藤市藏) 十二月十日午前九時四十分開議を宣す

一 出席議員左の如し

児島 信一 横田 壽照 田村 信

高橋 角藏 村尾 昌三 杉 森 真

加藤 市藏 高水 藤太郎 設樂 美知

川窪 金吉 田村 福一 森田 幸藏

羽 村 榮 吉

村 野 喜 平

井 上 岩 次 郎

貫 井 伊 作

磯 村 武 天

田 村 利 一

一議長(加藤市蔵) 本会の会期を一日とする旨を告ぐ

日程 第一 福生立聖学校使用條例設定の件

一議長(加藤市蔵) 本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵) 第一読会を開く旨を告ぐ

第一読会 書記朗読

一町長(岸徳次郎) 町財政の逼迫のため町立学校の修築に多大の困難がある

のどが財源補充のため都教育局長の示した準則に基いて本條例を設定し
おこなうものであると提案理由を説明す

書記各條項の内容を説明す

一第由番(川窪金吉) 町の外郭団体たる農業会その他団体が使用する場合

は使用料金等について質問す

一町長(岸徳次郎) 第由番の質問に対し何如なる団体から徴収する旨を述べ

一第由番(磯田幸藏) 校庭の使用について野球の練習等二三人の者の使用に対して
も料金を徴収するかと述べ

一町長(岸徳次郎) 第十八番議員の質問に対し一部の使用でも徴収する旨を述べ

一第由番(川窪金吉) スポー奨励上校庭の使用料を減額したいと述べ

一第由番(磯村武天) 財源の見込如何と述べ

一第由番(村野喜平) 校庭の使用する場合校舎の破損をきたさない所を定めて

使用を許したといふ述べ

一町長(岸徳次郎) 第由番 第三五番 第三二番の意見に対し校庭の使用料

金の額については減額するとも考へらる。財源についてはまだ意見がたない。

校舎より離れたところを指定して使用を許すことは実際問題として不可能である

と述べ

一第由番(川窪金吉) 使用料を徴収することは賛成するが屋外の使用については最

庶務金を設けること尚別の内規を設けたる旨を述べ

一第十八番(森田幸藏)町民に限り施設は使用料を徴収しないことと述べ

一第十五番(田村福一)別表の使用料の点で再検討する必要があるから本員

附託したいと述べ

一議長(加藤市蔵)第十五番説につき会議に認む

賛成 々の聲 起る

一議長(加藤市蔵)各員の選任方法について会議に認む

一第十五番(横田壽照)各部より選出したいと述べ

一第十八番(森田幸藏)議長の指名より多数はあり得るものと述べ

正副議長及各本員と述べ

一議長(加藤市蔵)第十八番説につき賛成者に起手を命ず

全員 起手

日恒第二福生町税及びその賦課徴収條例の一部改正の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第一読会を命ず町民を呼ぶ

書記 朗読

一町長(岸徳太郎)地方税法の改正に伴い町民税の標準額が引上げられたので

個人の賦課額の制限額を改正しようとするものであると提案理由を説明す

一第十三番(設樂美和)町民税を増額することにより賛成す

一町長(岸徳太郎)本年度の町民税を増額することではなく高額を上げたことを説明す

一第十三番(村野喜平)各町民の最高額について質問す

一町長(岸徳太郎)町民に夫々定まるものであるから一律ではないと説明す

一議長(加藤市蔵)本件につき会議に諮り賛成者に起手を命ず

起手 全員

建議第一號

一議長(加藤市蔵)第十五番横田壽照、第十八番森田幸藏、第十五番田村福一

第廿六番 高橋三郎議員より建議案が提出された日を報告し提出議員(第廿五番)より本案の説明をする日を定む

「第廿五番(田村福一)」スポーツが文化の向上と国民の民主化に資する役割をもち、
ことはすべし一般の常識であり、新しい日本の繁栄はすべし国民に健康で文化
的生活を営む権利を約束したが、運動場の設置はスポーツの普及と共に我々
国民自らが此の新憲法を精神を表現する有様な基盤であります。
此の意味において中々校の敷地の餘裕地を整備し運動場として一般の利用
に供することは真に高に切であると思ふ理由を説明す

「議長(加藤市蔵)」本作について異議なきや否やにつき会議に諮ら
賛成の言ある

「議長(加藤市蔵)」全会一致に付原案通り決定する日を定む

会議録署名議員選挙

「議長(加藤市蔵)」署名議員の選挙は指名推選により指名者を議長となすべし

日を会議に諮り全員異議なきに付指名推選により決定する日を定む

「議長(加藤市蔵)」左の者を指名し一名毎に会議に諮り異議なく決す

奥島信一 横田壽照 田村信

「議長(加藤市蔵)」会議を閉する日を宣す

「議長(加藤市蔵)」第六回町会を開会する日を宣す

午前十一時五分

右会議の顛末を録し其の相違ないことを証するため二に署名す

昭和二十二年十二月十日

福生町会議長

加藤市蔵

福生町会議員

横田壽照
田村信

議案第一號

福生町立學校使用條例設定の件

福生町立學校使用條例別紙の通り設定するものとする

昭和三十三年十一月十日提出

即日原案可決

福生町長 岸 徳九郎

福生町立學校設備使用條例(案)

第一條

町立學校の設備を使用しようとする者はこの條例の定めるところにより町長の承認を受けなければならぬ。

第二條

使用の申請のあるときは町長は學校教育法第八十五條の範圍内に於いてその學校長の意見を聴き承認するかどうかを決定する。但し法例に特別の定めがあるときはこの限りではない。

第三條

町長は學校の使用承認については管理上必要な條件を附し又は相當の担保を供させることがある。

第四條

使用者は町長の承認を経て特別の設備をすることが出来る。

第五條

使用料は別表の範圍内で町長がこれを定める。使用料は使用者に納付しなければならぬ。但し町長は相當の事由があるを認めるときは使用者の願ふによりこれを減免し又は納付させることが出来る。

第六條

既に納めた使用料はこれを返さない。但し左の場合にはその全部又は一部を返すことがある。

一 使用者の責任でない事情により使用が出来ないとき、

二 第八條第三號により使用の承認を取消したとき、

三 使用禁止に使用の申請を取消し又は変更の申出をし町長が相當の事由があるを認めるとき、

第七條

左の各號の一にありはるときは町長はその使用条件を変え
使用を停止し又は使用承認を取消することがある。

一、使用承認の目的又は条件に違反したとき

二、この條例又はこの條例に基つて発する規則等に違反したとき

三、その他町長が必要と認めるとき

第八條

使用者は使用が終つたとき、使用を止められたとき、又は使用承認を取消されたときは、使用場所を原状に復し返さなければならぬ。使用者が前項の義務を履行しないときは町長がこれを執行しその費用使用者から徴収する。

第九條

使用による建物及び附属物等に損害がまいたときは使用者はその損害を賠償しなければならぬ。

第十條

この條例の施行に必要事項は町長がこれを定める。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

別表

設備使用料

	昼間(午前八時～午後六時)	夜間
講堂雨天体育場	二〇〇円から三〇〇円まで	二〇〇円から五〇〇円まで
教室(二教室以上)	五〇円から一〇〇円まで	一〇〇円から二〇〇円まで
校庭	一〇〇円から三〇〇円まで	二〇〇円から五〇〇円まで

右使用料には電燈料等の実費を含む。但し映画会等のため特別の設備を使用する時は夫々別途に相応の実費を徴収する。

議案第二號

福生町税及び其の賦課徴収條例の一部改正の件

福生町税及び其の賦課徴収條例の一部を次のように改正するものとする

昭和二十二年十二月十日提出

即旧原案可決

福生町長 岸徳次郎

條例第三號

福生町税及び其の賦課徴収條例の一部を次のように改正する

「第十四條」中

「一 個人 最高額 六千円」とあるのを「一 個人 最高額 二万四千元」と改める

「二 法人 最高額 二万四千元」とあるのを「二 法人 最高額 五万四千元」と改める

附則

本條例は公布の日から起算して施行する。

説明

地方税法の改正に伴い町民税の標準額が引き上げられたので
個人の賦課額の制限額を改正しようとするのであります
之に伴い